

(答申第179号)

答 申

## 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

## 第2 質問事案の概要

### 1 公文書公開請求等

#### （1）公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和7年2月17日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### （2）本件公開請求の内容

ア 岐阜県で令和2年11月から、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロコケグモについて、緊急に防除すべき対応としたことがわかる文書一式。決裁文書等を含む。

イ 令和〇年〇月〇日に中濃県事務所環境課が飼養者不明のカメがいるとの通報を受けたこと、美濃市内で引き取ったこと、殺処分とする判断をしたこと、同年〇月〇日に飼育者から問合せを受けたことを記録した文書一式。決裁文書等を含む。

### 2 実施機関の決定等

#### （1）対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、上記第2の1（2）アについて次の①を、第2の1（2）イについて次の②から④の公文書を特定した。

- ①令和2年11月2日付け環企第633号「緊急に防除すべき特定外来生物」対応マニュアルの一部改正について
- ②報告書（令和〇年〇月〇日）
- ③報告書（令和〇年〇月〇日）
- ④報告書（令和〇年〇月〇日）

#### （2）実施機関の決定

実施機関は、上記（1）①については、全部を公開する公文書公開決定を

行い、令和7年3月4日付け環政第988号により審査請求人に通知した。また、上記（1）②、③及び④については、条例第6条第1号（個人情報）及び第6号（事務事業情報）に該当する情報が記載されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年3月4日付け中県第825号により審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年3月8日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県知事（第2の4において「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 質問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和7年3月14日付け環政第1023号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に質問した。

## 第3 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

（1）条例第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

（2）条例第12条第3項では、「実施機関は、公文書を公開しない旨の決定（第7条の規定により公文書の一部を公開しない旨の決定、第9条の規定により公開請求を拒む旨の決定及び公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければなら

ない。」と定めている。

本件処分の通知書の「公文書の公開をしない部分及び理由」には、「県の行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。（岐阜県情報公開条例第6条第6号該当）」と記載されている。この理由の提示は、根拠規定しか書かれておらず、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものとはいえない。本件処分は理由の提示の不備で、条例第12条第3項に違反し、取り消されるべきである。

### 3 実施機関の弁明に対する意見

#### （1）理由の提示について

条例第12条第3項に加え、岐阜県行政手続条例（以下「手続条例」という。）第8条第1項でも、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定めている。条例に基づく知事の処分に係る審査基準では、条例第6条第6号の解釈として、「『適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ』とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、非公開情報該当性の要件については客観的に判断する。また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公開の必要性等の種々の利益を衡量した上で、非公開により保護されるものが事務又は事業の『適正な遂行』と言えるものであることが求められる。『支障』の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることが要求されるものであることに留意する。」と定めている。

本件処分の通知書の理由の提示は、条例第6条第6号の条文を記載しただけである。非公開情報該当性の要件について客観的に判断したことや、「おそれ」の程度が単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があることが、この理由の提示では知ることができない。

理由の提示は、非公開について実施機関の恣意的判断を防止するとともに、非公開理由を公開請求者に知らせることにより不服申立て等に便宜を与えることを意図したものである。公開請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。

最高裁判所平成4年（行ツ）第48号平成4年12月10日判決では、「東京都公文書の開示等に関する条例5条に基づき『個人情報実態調査に関する警視庁から入手、取得した一切の文書』の開示の請求をした者に対する不開示決定の通知書に、不開示の理由として、『東京都公文書の開示等に関する条例

第9条第8号に該当』と記載されているにすぎないときは、右決定は、同条例7条4項の定める理由付記の要件を欠き、違法である。」と判示している。つまり、最高裁判所の上記判示に従えば、本件処分は条例第12条第3項及び手続条例第8条第1項の理由の提示の要件を欠き、違法である。

国や他県の答申例でも、理由の提示に不備がある場合は取り消すべきとの判断を示している。

仮に、取り消した後に、再度、適正手続を経た上で同様の処分がなされると見込まれる場合であっても、取り消されなければならない（最高裁判所平成21年（行ヒ）第91号平成23年6月7日判決）。

## （2）公務員の氏名の公開について

最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号公文書非公開決定処分取消請求事件平成15年11月11日判決では、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、「個人に関する情報」に当たらないと判示し、市職員の氏名の情報を開示することを命じている。

上記判決を受け、平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せでは、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」と定めている。また、「職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、『慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』（第5条第1号イ）に該当することとなり、開示されることとなる。」とされている。

国は、職員名簿等で公にしている事実があるかに關係なく、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、開示する判断をしている。

条例に基づく知事の処分に係る審査基準では、条例第6条第1号ただし書の解釈として、「『公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合』とは、私生活においても個人を識別する情報として一般に用いられている公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、『著しく害される』かどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断する。」としている。

本件処分の通知書の「公文書の公開をしない部分及び理由」には、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報に該当すると判断したことは記載されていない。当該公務員等の私生活等に影響を及

ぼす可能性があることも記載されていない。

処分庁が弁明書で当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報に該当すると判断したと主張しても、本件処分の通知書の「公文書の公開をしない部分及び理由」に記載されていないのであるから理由の提示に不備がある。仮に、取り消した後に、再度、適正手続を経た上で同様の処分がなされると見込まれる場合であっても、取り消されなければならぬ。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

##### 2 事案の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）第2条の3で、「都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。」として、都道府県の責務を規定している。

本県においては、「岐阜県『緊急に防除すべき特定外来生物』対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において、県内での定着が極めて稀、もしくは生息が確認されていないもので、人に危害を加えるおそれのあるもの及び周辺環境への被害が甚大と思われる種を「緊急に防除すべき特定外来生物」として選定（以下「選定種」という。）し、発生の通報があった場合は、初動対応を行うこととしている。

本件公開請求は、令和〇年〇月〇日に、中濃県事務所環境課職員が、緊急に防除すべき特定外来生物であるカミツキガメの疑いのある、飼養者不明のカメを発見したとの通報を受け、マニュアルに基づき初動対応を開始したものの、誤って当該カメを殺処分し、翌日に当該カメの飼養者から問合せを受けた事案を記録した文書の公開を求めたものである。

##### 3 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

###### （1）個人の住所、氏名、電話番号、職業

選定種（疑いを含む。）の発見の通報を受けた対応自体は秘匿すべき情報ではないが、本件対象公文書に記載されている職員以外（通報者や当該カメ

の飼養者）の住所、氏名、電話番号、職業は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ものであることから、条例第6条第1号に規定する個人情報に該当すると判断したものである。

## （2）職員の氏名、印影

### ア 条例第6条第1号該当性について

公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報については、条例第6条第1号ただし書口で、公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれのある場合を除き、公開情報とすることを規定している。

本件対象公文書には、当該職員が選定種の疑いのある個体発見の通報を受理し、選定種以外であることを確認に至るまではマニュアルに沿って対応したものの、その後、所有者の有無を確認することなく、また、防除対象でないにもかかわらず、殺処分すべきと誤った判断をし、殺処分した経緯が記載されている。本事案の報道発表後、電話や県ホームページ上の「県政へのご意見・ご提案窓口」、メール等で、県に対して多くの意見が寄せられるとともに、インターネット記事等のコメント欄にも多くの書き込みがあったが、その中には当該職員に対する生命や人格否定に係る内容のものが多数あった。

のことから、当該職員の氏名等を公開した場合、当該情報を知った請求人や第三者によって、当該職員への誹謗中傷等の個人攻撃が行われ、当該職員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該職員として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがあることから、「当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれのある場合」に当たり、条例第6条第1号に規定する個人情報に該当すると判断したものである。

### イ 条例第6条第6号該当性について

選定種発見の通報があった場合、被害防止や分布拡大防止のための防除等の対策を迅速に実施するため、マニュアルを作成し、初動対応を行っている。本事案では、選定種の疑いのある個体発見の通報を受理し、種の同定に至るまではマニュアルに沿って対応したものの、選定種以外であったことから、それ以降はマニュアルに記載のない対応が必要となった。本来であれば、所管する外来生物法以外の法令（遺失物法や動物の愛護及び管理に関する法律）に係る対応の必要性を検討したうえで、警察署、保健所、市町村等の関係機関への相談、調整を行うなど、本事案の適正な遂行のため、柔軟な対応をなすべきところであったが、なされなかつたものである。

本件対象公文書には、上記アでも述べたとおり、当該職員が所有者の有無を確認することなく、また、防除対象でないにもかかわらず、殺処分すべきと誤った判断をし、殺処分した過失等の内容が記載されている。当該業務に関与した職員の氏名とともに公開するとした場合、今後、同様の選定種の緊急防除に係る事案だけでなく、類似した緊急性や柔軟な対応が求められる事案が発生した際、その業務に当たる職員が、間違いや失敗をおそれ、また、誹謗中傷を危惧することで、自らの業務遂行に当たり過度な防衛意識を持つこととなる。その結果、前例踏襲にとらわれて柔軟な対応がなされないことによる問題の発生や、過度に慎重な対応を行うことによる初動の遅れの発生など、県の行政活動の適正な遂行に支障をきたすことがある。

このことから、令和〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の一連の行為に直接関わった当該職員の氏名等の情報は、条例第6条第6号に規定する「公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断したものである。

#### 4 審査請求人の主張について

##### (1) 条例の趣旨について

本件処分においては、県民の知る権利を尊重し、県民に説明する責任を全うし、行政の透明性を確保するため、原則公開とする一方で、非公開とすべき情報として定める条例第6条各号に該当する箇所を上記2に記載したとおり非公開としたものであり、条例第1条の規定に即して対応したものである。

##### (2) 理由の提示について

本件処分において、公開をしない部分及び理由として次のとおり示している。

- ・個人の住所、氏名、電話番号、職業

###### (理由)

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」となるものを含む。）ため。（岐阜県情報公開条例第6条第1号該当）

- ・職員の氏名、印影

###### (理由)

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること

となるものを含む。) ため。(岐阜県情報公開条例第6条第1号該当)

県が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。(岐阜県情報公開条例第6条第6号該当)

上述のとおり、本件処分においては、公開しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由についても記載しているところであり、これらの記載と本件対象公文書の記載内容に照らせば、非公開部分が条例第6条第1号及び第6号に該当することを了知し得るものであることから、理由の提示は適正に行われており、理由の提示の不備で条例第12条第3項に違反し、取り消されるべきであるという審査請求人の主張は失当である。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件処分において、前記第2の2(1)記載のとおり対象公文書を特定しているが、この対象公文書の特定については争いがないことから、以下、本件処分の妥当性について判断する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 理由の提示について

審査請求人は、職員の氏名及び印影を条例第6条第6号に該当するとして非公開としたことに係る理由の提示について、根拠規定しか記載しておらず、当該規定を適用する根拠が理解し得るものとはいえない。また、当該非公開部分を条例第6条第1号に該当するとして非公開としたことに係る理由の提示については、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報に該当すると判断したこと、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性があることを記載していないため、本件処分は理由の提示の不備で、条例第12条第3項に違反し、取り消されるべき旨を主張している。

条例第12条第3項は、実施機関に対して、公文書を公開しない旨の決定(公文書の一部を公開しない旨の決定等を含む。)をしたときは、書面にその理由を記載することを義務付けており、理由の記載は、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が含まれているのかを示すこととしているものである。また、請求に係る情報に複数の非公開情報が含まれている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理

由の提示が必要である。

この点、審査請求人が引用した最判平成4年12月10日（平成4年（行ツ）第48号）の判例によると、「東京都公文書の開示等に関する条例（以下「本条例」という。）第9条第8号に該当」との理由付記について、当該公文書の非開示理由として本条例9条8号に該当する旨の記載のみによって、開示請求者において、当該公文書の種類、性質あるいは開示請求書の記載に照らし、非開示理由が同号所定のどの事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得る場合があり得るとしても、同号に該当する旨の記載だけでは、開示請求者において、非開示理由がいかなる根拠により同号所定のどの事由に該当するのかを知り得ないのが通例であると考えられると判示したうえで、理由付記の要件を欠くと結論付けている。

そうすると、請求の内容、特定された公文書の種類、性質などを考慮しても、根拠条項のみの理由の提示では明らかに違法であるが、そうでなければ、請求者が非公開とした理由を了知できるのであれば違法ではないと解することができ、大阪地判平成29年9月21日（平成25（行ウ）第129号）では、労働者派遣事業所に対して是正指導を行う際に送付した文書及び指導監督記録並びに事業所からの是正報告書等に関する公開請求に対する部分公開決定の理由の提示について、文書の性質等を考慮して、適用条項と根拠規定が記載された決定通知は適法であると判示している。

本件処分において、実施機関は、公開しない部分を「職員の氏名、印影」としたうえで、条例第6条第1号及び第6号に該当することを示すとともに、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ため及び県が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、と公文書部分公開決定通知書に記載しており、本件処分に係る決定通知書には、特定した公文書とともに、公開しない部分と合わせて、条例の適用条項と条文の該当箇所が非公開理由として記載されている。

本件事案においては、令和〇年〇月〇日に県民が飼養するカメを誤って殺処分した事案について、本件公開請求に至るまでの背景として、飼養者との協議が整ったことから令和〇年〇月〇日に記者発表したこと、インターネットによるニュース配信などにより全国で報道されたことにより、広く世間に周知され、関心も高かった状況下にあるなか、同日に本件公開請求を受け、本件公開請求のうち第2の1（2）イの対象公文書として第2の2（1）②、③及び④の報告書を特定したものである。そして、公開しない部分として、職員の氏名及び印影と記載するとともに、公開しない理由として条例の適用

条項と条文の該当箇所が必要最小限度の範囲ではあるが記載されていることを鑑みれば、職員の氏名に関する情報を公開することによって、当該職員に対して誹謗中傷などの個人攻撃が行われ、県の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとともに、職員個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるとして、非公開の決定を行うに至った根拠を審査請求人において了知できないとまではいえない。

したがって、本件処分に係る決定通知書の理由の提示は、条例第12条第3項の趣旨に反するものであるとまでは言えず、本件処分を取り消すほどの不備があるとは認められない。

なお、審査請求人は、国や他県の答申を示して主張の補足を行っているが、本件処分における手続の妥当性は本県の条例に基づいて判断を行うものであることから、国や他県の事務取扱の内容が当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## （2）非公開情報の該当性について

### ア 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

#### （ア）条例第6条第1号の趣旨

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であることが明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開としている。その一方で、規定上明示されているとおり、事業を営む個人の当該事業に関する情報は同号の対象からは除外しており、当該情報は同条第3号により公開・非公開が判断されることになる。

また、同号ただし書口は、国、地方公共団体、独立行政法人等の諸活動について説明する責務が全うされるようとする観点から非公開とする必要のないものとして、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、非公開情報から除外すると規定している。

#### （イ）条例第6条第1号の該当性

##### a 個人の住所、氏名、電話番号及び職業について

本件処分に係る対象公文書のうち、実施機関が非公開とした、飼養者不明のカメを発見して保健所に通報した通報者とカメの飼養者の氏名、住所、電話番号及び職業は、個人に関する情報であって、特定の

個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

なお、当該部分を条例第6条第1号に該当するとして非公開したことに対して、審査請求人から特段争う主張などは見られない。

b 職員の氏名及び印影について

職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第6条第1号ただし書口では、「公務員等(中略)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）のうち、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。）並びに当該職務遂行の内容に関する情報」は非公開情報に当たらないと規定している。「公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合」とは、私生活においても個人を識別する情報として一般に用いられている公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、「著しく害される」かどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断するものである。

この点について、実施機関によると、令和〇年〇月〇日に飼養者不明のカメを殺処分する事案が発生し、令和〇年〇月〇日に記者発表を行った後、新聞やテレビ、インターネット記事等で報道され、同年3月4日の本件公開請求に係る決定期限までに、インターネット記事への書き込みが3500件以上あり、職員に対する生命や人格否定に係る内容のものも多数あったとのことである。

そのような状況を鑑みると、本件処分を行った当時の状況においては、本件事案に関する報告書について、本件事案に関わった職員の氏名及び印影を報告書の内容とともに公開した場合、本件事案に関わった職員が特定され、公務員としての資質に疑いを持たれるだけでなく、当該職員に対する誹謗中傷により、当該職員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受け、当該職員の精神や私生活が脅かされるといった具体的なおそれがあり、また、その蓋然性が高いものであったと認められる。

したがって、職員の氏名及び印影を公開することにより、当該職員

の権利利益が著しく害されるとおそれがあるとして、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

#### イ 条例第6条第6号（事務事業情報）の該当性について

##### （ア）条例第6条第6号の趣旨

条例第6条第6号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれなどがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるべきものであるが、当該事務事業に関する情報の中には、公開することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該情報は非公開とすることを定めたものである。

##### （イ）条例第6条第6号の該当性

上記アの（イ）bにあるとおり、当時の状況を鑑みると、当該職員の氏名及び印影が公開されると、当該職員に対する抗議や問合せが殺到し、当該職員のみならず、当該職員が所属する部署に対しても抗議や問合せが寄せられ、当該職員や当該職員が所属する部署、ひいては県全体の事務事業の遂行に著しい支障が生じるおそれがあったと認められる。

また、職員の業務遂行過程で生じた、誤りや過失等に関して、当該過失等の内容やそれに関与した職員の情報を公開することとした場合、職員が間違いや失敗を恐れ、業務遂行を躊躇するなどの過度な自己防衛意識を持つと考えられ、結果として、県の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は理解できる。

したがって、職員の氏名及び印影を条例第6条第6号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

本件処分における理由の提示は、上記第5の2（1）のとおり、非公開とする部分とともに適用条項と該当する理由が必要最小限度の範囲で示されていることから、取り消さなければならない程度の不備があるとまではいえない。しかしながら、より適切な理由の提示は可能であったといえる。具体的には、本件のように条例第6条第1号を適用し、公務員の権利利益が侵害される蓋然

性が高いことを理由に非公開とする場合には、処分の決定通知書に記載する理由の提示については、「当該公務員の権利利益が著しく害されるおそれがある」ことについても言及することが望ましい。

今後、実施機関が非公開の決定又は部分公開の決定をした場合の通知に当たっては、通知書の記載内容から非公開とした理由が明らかになるよう、より具体的な理由の提示を行うよう努められたい。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮詢事案について、以下のように審査を行った。

審　　査　　の　　経　　過	
令和7年3月14日	実施機関から諮詢を受けた。
令和7年6月13日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和7年8月8日 (第203回審査会)	諮詢事案の審議を行った。
令和7年9月3日	審査請求人から意見書を受領した。
令和7年9月9日	審査請求人から追加の意見書を受領した。
令和7年9月10日 (第204回審査会)	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮詢事案の審議を行った。
令和7年10月17日 (第205回審査会)	諮詢事案の審議を行った。
令和7年11月10日 (第206回審査会)	諮詢事案の審議を行った。
令和7年11月25日	審査請求人から追加の意見書を受領した。
令和8年1月16日 (第207回審査会)	答申案の審議を行った。

### (参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	鍋口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会長	和田 恵	弁護士	

(五十音順)